

関係各位

福岡地区における認定通関業者に係る申告官署の選択制の導入について

平素より税関行政に対し、御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、福岡地区における航空貨物に係る通関手続の一層の円滑化を図る等の観点から、下記のとおり博多税関支署及び福岡空港税関支署を対象官署として、認定通関業者に係る申告官署の選択制（以下「選択制」という。）を導入することとしたので、お知らせします。

なお、御不明な点があれば、問合せ先まで御照会願います。

記

1 選択制の概要

(1) 選択制の概要

認定通関業者については、希望により、博多税関支署及び福岡空港税関支署（以下「対象官署」という。）のいずれかを申告官署として選択し、その旨を税関に申し出ること、対象官署内の管轄区域に蔵置されている航空貨物に係る輸出入申告等及び関係書類の提出を選択した官署に対して行うことを認めるものです。

(2) 対象貨物

対象官署の管轄区域内に蔵置されている航空貨物（輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して貨物管理されている貨物であって、航空の貨物情報を有している貨物に限る。）

ただし、ワシントン条約対象の輸入貨物は選択制の対象外です。

(3) 対象手続

輸出申告及び輸入（納税）申告並びにこれらに類する手続

例えば、以下の手続が対象となります。

- ・ 輸入許可前貨物引取り承認申請
- ・ 蔵入承認申請・移入承認申請等
- ・ 特定輸出申告・特例申告
- ・ 予備申告

(4) 実施時期

平成26年7月1日（火）から実施

2 選択制の利用開始等に係る取扱い

(1) 申告官署の選択に係る申出は、認定通関業者の営業所ごとに、「申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）」（別紙様式1）を、門司税関業務部通関総括第1部門又は対象官署の通関総括部門へ提出してください。

なお、申出書の提出期限は、本年6月11日（水）までとします。

(2) 来年以降、選択制の利用を希望する認定通関業者については、原則として、毎年3月に申告官署の選択の申出を行うことにより、その年の7月から選択制を利用することができます。

(3) 選択制の利用開始に当たっては、「申告官署の指定通知書」を交付します。

(4) 選択制の利用を開始した営業所にあつては、当初申出内容に変更（取止）がない場合、翌年以降、改めて申出を行う必要はありません。

問合せ先

門司税関業務部通関総括第1部門

TEL 050-3530-8367

(別紙様式1)

申出番号

平成 年 月 日

申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

下記営業所について、申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）を行います。

記

営業所名

所在地

責任者氏名

担当者名

電話番号

1. 認定番号及び認定税関

(1) 認定番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 認定税関

--

2. 営業所の利用者コード

①

③

②

④

3. 申告希望官署

官 署 名	官署コード	選択欄

(注) 1. 「営業所の利用者コード」欄は、1の営業所で利用者コードを複数取得している場合には、全ての利用者コードを記載してください。

2. 「申告希望官署」欄は、申告官署として選択したい官署の「選択欄」に「○」を記載してください。